

令和6年6月11日

上信電鉄株式会社

## 踏切(※)以外での線路横断や線路内等への立入禁止について

以前より踏切以外の場所での線路横断や、正当な理由なく線路内へ立ち入られる方が散見されております。

むやみに鉄道線路内へ立ち入ることは、鉄道営業法第37条で堅く禁止されています。これらの行為は非常に危険で重大事故に繋がる虞があり、立ち入った人の命はもちろんのこと、電車の乗客の方々や乗員に対しても重大な危険を及ぼすことになりかねません。さらにはダイヤの乱れも発生し、多くの方々にご迷惑をおかけすることになります。

「少し近いから」「どうせ電車は来ないだろう」という気持ちで、踏切以外の場所での横断や、むやみに線路内に立ち入ることは絶対におやめください。

(※当社踏切には標識に踏切番号が表示してあります)